

平成30年度事業計画

社会福祉法人

福岡市博多区社会福祉協議会

I 事業方針

校区社協や自治協、施設など地域の関係機関と連携して住民による地域福祉の推進役を担い、生活に困っている住民を支援します。

少子高齢化が進み、地域社会や家族のあり方が変化し、社会的孤立や子どもの貧困など、地域における福祉課題が複雑・深刻化し、複合的な課題を抱えながらも、制度の狭間で支援に結びついていない人たちの存在が地域で顕著となっています。また各地で大規模な災害が頻発し、地域での支え合いの重要性が再認識されています。本会では、第5期地域福祉活動計画の基本理念である「住民参加と自治を基盤とした地域福祉の推進」の実現に向け、当事者・家族・近隣住民と関わり、地域や制度・システム上の課題に向き合いながら、地域の専門職の幅広いネットワークと地域住民同士の助け合いという新しい協働による支援の仕組みを構築し、実践を積み重ねてまいりました。

平成30年度は、その第5期地域福祉活動計画の中間年に当たることから、これまでの活動を検証し、計画に掲げた目標の実現に向けてより具体的に活動を推進する年となります。校区社会福祉協議会や自治協議会など地域の組織や他の社会福祉法人、施設、関係機関・団体と連携して住民による地域福祉の推進役としての役割を果たしてまいります。

以上をふまえ、平成30年度は、「避難行動要支援者名簿」を活用した「見守りマップ」の作成や、「在宅介護者の集い」、既存の制度につながらず緊急な困難を抱えている住民を支援する「ふくおかライフレスキュー事業」などを重点的に取り組んでまいります。

II 重点項目

1. 小地域福祉活動の推進

(1) 校区社会福祉協議会強化への支援

地域ごとの課題や特性に応じた助け合い・支え合いの地域福祉活動が行えるよう住民が地域の課題を把握・共有し、「目指す地域の理想像」を実現するための具体的活動について、話し合い、広く住民に周知するための「校区福祉座談会」や、その議論の経過を“見える化”する「校区福祉のまちづくりプラン」(校区社協活動年次計画)の策定等を支援します。

また、生活支援機能や介護予防機能の一部を担ってきた「ふれあいネットワーク活動」や「ふれあいサロン活動」は地域特性などに応じた機能強化に向け、活動の拡充を支援します。

さらに、「生活支援ボランティアグループ活動」や、地域で家族介護者を支える取組みとして「在宅介護者のつどい」を実施します。

① 地域特性に応じた福祉活動の展開

地域課題やその対応策を住民が主体的に話し合い、自ら目標を定め実践につなげる「校区福祉座談会」などを実施するとともに、その内容をより多くの住民で共有するための「校区福祉のまちづくりプラン」策定を支援します。《新規策定目標 4校区》

②校区社協の基盤をなす活動の拡充

(ア) ふれあいネットワーク活動の拡充

平成29年度から校区社協に貸与されている「避難行動要支援者名簿」を活用した見守りマップ作成や、災害時を想定した平常時の見守り体制づくり、安否確認・避難誘導訓練の実施に向けた支援等を推進するとともに、見守り活動の延長で行われている生活支援機能の強化策についての検討を進めます。

《実施自治会(町内会)率目標 84%》

また、地域住民が主体となっている見守り活動に、福祉施設・事業所や病院、企業等も加わった重層的な見守りの仕組みづくりに向けた支援を行います。

i ふれあいネットワーク新規立上げ支援事業

年度途中の新規立上げ校区には、区社協独自の活動資金を助成します。

ii ふれあいネットワーク研修会の開催

町内毎の見守りマップの作成を支援し、見守り、生活支援機能の強化を進めます。

(イ) ふれあいサロン活動の拡充

地域の実情に応じた新規活動の働きかけを行います。また、当活動の介護予防機能の強化に向け、それぞれのサロンの創意工夫による運動・体操等を取り入れたプログラムを推奨し、指導者の派遣等に取り組みます。

《新規活動開始目標 4箇所》

i ふれあいサロン研修会の開催

③超高齢社会・大介護時代の到来に備える活動の拡充

(ア) ご近所お助け隊支援事業

日常の“簡単な困りごと”の解決を身近な地域(校区・町内)の助け合い活動を行う「生活支援ボランティアグループ」に対し、立ち上げや運営強化に必要な費用の一部を助成するとともに、職員の定例会への出席等を通じた支援を行います。

《新規活動開始目標 2グループ》

(イ) 在宅介護者のつどい事業

家族介護者の負担を軽減し、リフレッシュを図り、介護者を支える地域づくりを進めることを目的に、介護者がより参加しやすい校区単位・町内単位等の身近な場所での実施を支援します。また、区単位の「博多区介護者カフェはかた」を実施します。

《新規活動開始目標 校区単位・町内単位等新規活動開始3か所》

2. ボランティアによる社会参加の拡大

(1) 社協ボランティアセンターの取組みの推進

ボランティア活動による課題解決力向上と活動者やグループの増加を目指し、NPO法人やテーマ型市民活動団体等との連携により、活動の裾野を広げる取組みを進めます。

①区ボランティアセンターによる個人ボランティアの登録、活動の紹介

(ア) ボランティアコーディネーション事業

「ボランティア活動をしたい」という人に活動の場などを紹介するとともに、「ボランティアの応援がほしい」という要請に依頼者と共に課題解決にあたります。相談者には職員が面談で対応するとともに、インターネットなどのメディア

によるボランティア募集情報提供事業(「風」と連動して、ボランティアに協働を求める人や組織と社会参加の意欲のある市民とのコーディネーションも視野に入れて実施します。

(2) シニアボランティアに関する取組みの推進

シニア世代が元気に生きがいをもち、住民による地域福祉活動に関わることができるよう、介護保険施設での担い手を養成するボランティア講座を開催します。実施には「多様な生活支援の担い手として社会参加することが、結果的に自らの介護予防となる」ことを目指します。

①区シニア地域サポーター養成講座

加齢や病気、障がいにより単独での外出が困難な高齢者の外出ニーズに対応するため、外出支援ボランティアの養成を行い、受講者が住民による地域福祉活動の新たな担い手につながるよう支援します。

②介護支援ボランティアの登録、紹介【市社協と連携】

65歳以上の高齢者に介護保険施設でのボランティア活動にポイントを付与し、そのポイントを換金・寄附できる「介護支援ボランティア事業」を推進します。

3. 生活課題解決モデルの開発【福岡市社協と連携】

(1) 移動支援・買い物困難者支援の仕組みづくり

①地域との協働による移動支援モデル事業（福岡市委託事業）

ワゴンタイプの車両を地域の活動団体に貸し出し、ボランティアが運転し高齢者に付き添いながら買い物等を支援する取組みを進めます。



②住民参加型の買い物困難者支援の仕組みづくり

民間企業が所有するマイクロバスを活用した買い物支援バスの運行、社会福祉法人やNPO法人による移動販売を仲介する取組み等のメニューを拡充するとともに、新たな支援策の開発に努めます。

(2) 住まいサポートふくおか（福岡市居住支援協議会事業）

「緊急連絡先」や「保証人」を確保できない高齢者を支援するため、高齢者の入居に協力する「協力店」や入居支援を行う「支援団体」による「プラットフォーム」(ゆるやかな連携)により、高齢者の民間賃貸住宅への円滑な入居と入居後の生活を支援します。

(3) 終活に関する事業

①相談・啓発

終活サポートセンター(仮称)を設置し、葬儀、納骨、遺言、リビングウィル等に関する相談に応じるとともに、終活に関する出前講座や出張相談を行い、幅広く死後の不安を抱える住民のニーズに対応します。

②死後事務委任に関する事業（やすらかパック等事業）

（ア）ずーっとあんしん安らか事業

人生の最期まで自分らしくよりよく生活するサポートとして、身寄りのない高齢者と死後事務委任契約を結び、職員や地域住民の定期的な見守り活動と連携しながら、契約者の死亡時に預託金で葬儀や家財処分等の死後事務を行います。

（イ）やすらかパック事業

預託金の一括準備が難しいため「ずーっとあんしん安らか事業」の利用が困難な住民に対応するため少額短期保険を活用した利用料金の月払い制度を継続して実施します。なお、死亡後の葬儀、納骨（永代供養）、家財処分の費用は保険金で対応します。

（4）「地域の子ども」プロジェクト（一部福岡市委託事業）【福岡市社協と連携】

経済的に困窮している子育て世帯や地域住民との関係が薄く孤立し、生きづらさを抱えている世帯等の課題解決に向け、子ども分野の地域福祉活動の実践モデルの構築を目指すとともに、子どもに焦点を当てた支援・ノウハウの蓄積を進めるプロジェクトに取り組みます。

①食事をとることが困難な子どもの食事の提供の場づくり

共働き世帯やひとり親家庭をはじめ家庭環境等様々な要因により一人で食事を取ったり、家で十分な食事が取れなかったりする子どもに対し、地域や学校、企業、団体、行政等と連携して、食事を提供することで子どもを地域で支える環境整備に取り組みます。

②子どもが安心して交流や学習のできる居場所づくり

地域住民が主体となって実施する子どもやその親が安心して集える場づくりや、多世代との交流をとおして生活習慣等を子どもが身につけ自立して生きる力を育む取組み、学生ボランティア等と連携した学習支援の取組み等を支援します



③子どもの居場所づくり等に関わる支援者のネットワークづくり

食と居場所づくりに関わるボランティア等支援関係者が一堂に会し、情報交換や交流、ネットワークづくりを行う場づくりに取り組みます。

④子育て世帯を支援する「おおはらひろば」との連携強化

大原学園と協働し、子育て世帯の相談や憩いの場を提供します。

（毎月第3土曜日10時～15時、大原学園校舎）

4. 拠点型地域福祉の推進

（1）社会福祉法人（施設や事業を運営する）による地域における公益的な取組みに向けての協働

社会福祉法に責務として規定されている社会福祉法人による「地域における公益的な取組み」の実施に向け、地域や個別のニーズを踏まえた制度外サービスや解決モデルの構築を目指し、福祉施設・事業所を運営する社会福祉法人や事業所連絡会等との連携を図ります。

①個別解決モデル創造事業

福祉施設・事業所等と協働し、「買い物困難者支援」「外出困難者支援」「地域カフェ」「行方不明高齢者発見時対応」「生活困窮者等への食糧支援」等を進めます。

(ア) 福祉施設が行う地域貢献サポート事業(44 施設登録)

当事業は、区内の福祉施設が地域住民に提供できる活動や機能等の情報を地域に提供するものです。施設の本業を地域にボランティア活動（社会貢献）として提供する当事業は、施設のボランティアな介護サービス・労働的機能提供という形を取りながらも、施設と地域の交流、助け合いなどを通じて、理解し合う関係を目指します。

(イ) 生活困窮者等に対する食糧支援

「フードバンク福岡」等の協力を得て、生活困窮者等に食糧支援を行います。

②専門スタッフ派遣事業

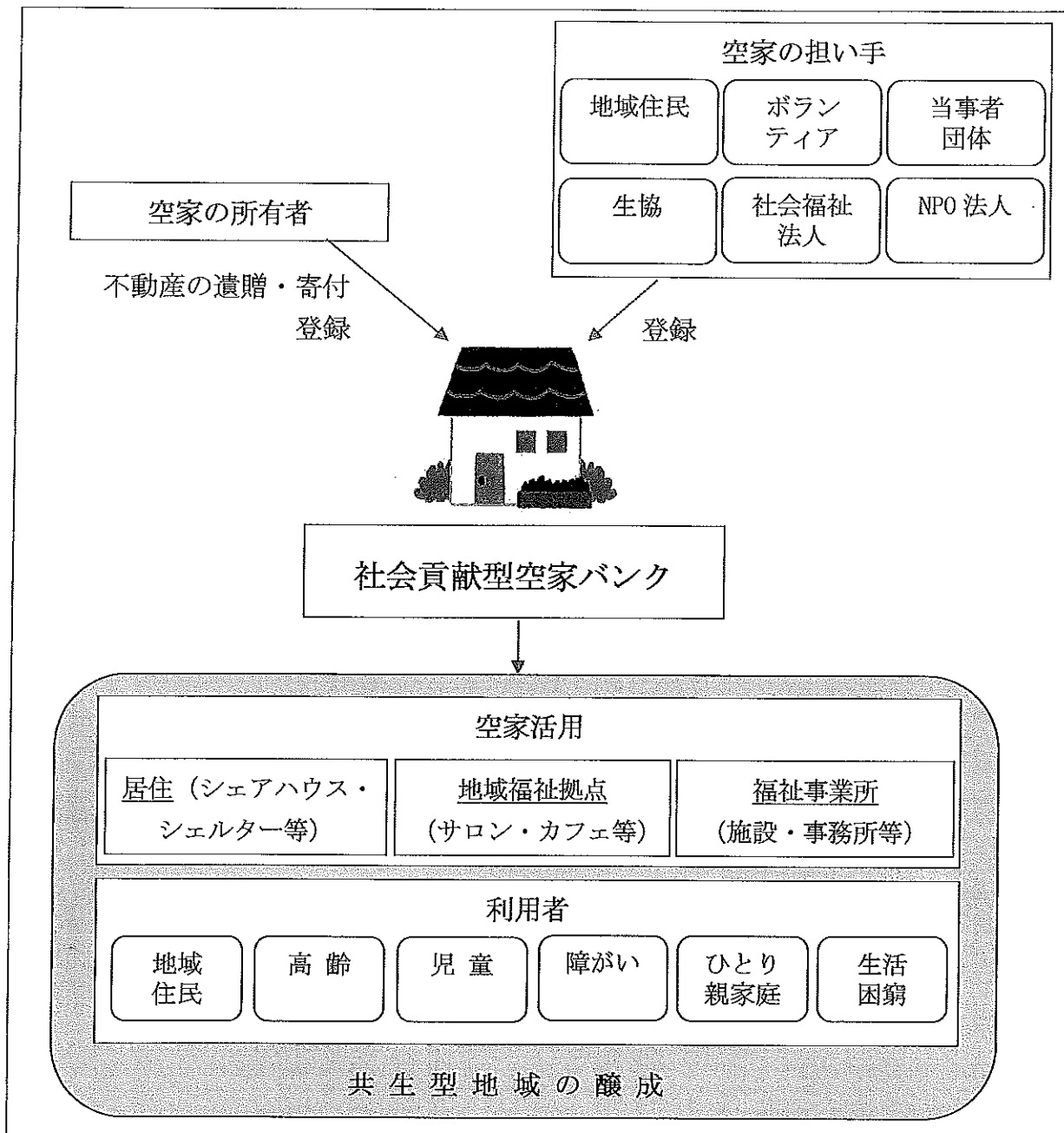
博多区介護事業者団体「きんしゃい博多」「小規模多機能ネットワーク」「保育園」や医療関係者と連携し、ふれあいサロンや子育てサロン等に専門知識のある施設等職員を派遣します。

(2) 遺贈と空き家の活用による地域福祉の拠点づくり【市社協と連携】

「遺産を地域のために」という市民の想いを「カタチ」にするための受け皿となる仕組みをつくり、不動産を含めた遺産を本会が取り組む事業に活用することで地域福祉活動の推進を図ります。

また、NPO法人等他団体との協働事業の資源とすることにより、多様な地域課題の解決を図る仕組みへと発展させていきます。

併せて、パンフレットの配布、弁護士会・司法書士会・行政書士会・信託銀行等との連携による市民への働きかけをはじめとした遺贈・寄付文化の醸成と普及を通じ、遺贈先として選ばれるよう取り組みます。



5. 地域福祉ソーシャルワーカー（CSW）の機能強化

(1) ふくおかライフレスキュー事業への参画による個別支援機能の強化

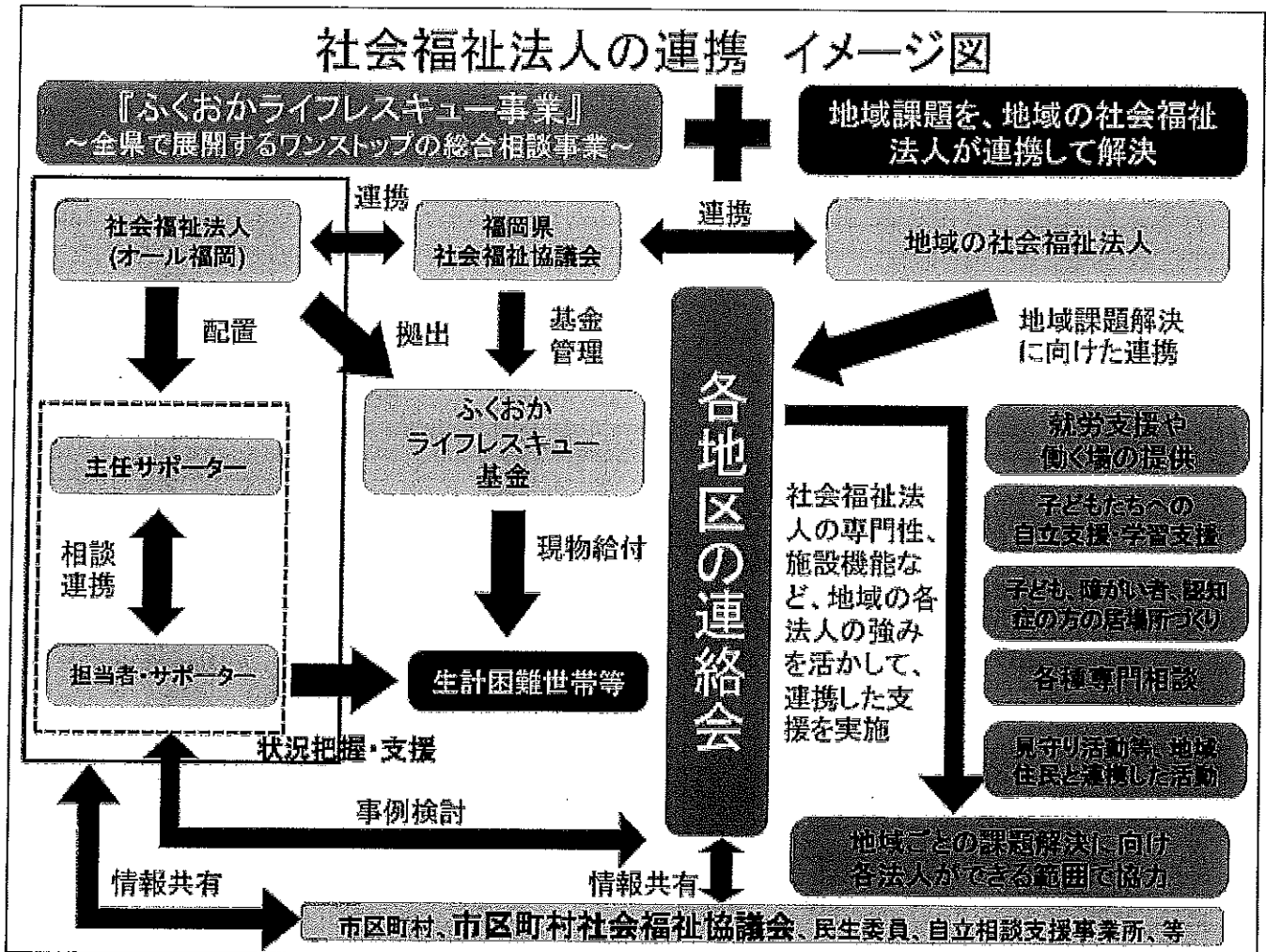
社会福祉法に責務として規定された、社会福祉法人による「地域における公益的な取り組み」の実施に向け、福岡県社会福祉法人経営者協議会と福岡県社協が主管する「ふくおかライフレスキュー事業」は、社会的に孤立したり既存の制度にもつながらず困難を抱えている住民に対して、事業に参画する社会福祉法人と協働し、それぞれの専門性および資源を活かした支援を行います。また、参画法人による「地区連絡会」の実施を支援します。

【ふくおかライフレスキュー事業】

福岡県内の社会福祉法人が資金・人材・専門性を持ち寄り、生活困窮者が抱える様々な課題を柔軟に解決していくための相談・支援事業。

緊急の対処として、参画する社会福祉法人が拠出した基金を活用し食材支援やライフラインの復旧等、経済的援助（現物支給）を行う点に、この事業の特質がある。

社会福祉法人の連携 イメージ図



【『ふくおかライフレスキュー事業』を利用した高齢者支援】

一人暮らしで身寄りがなく、人との関わりが全くない状態で、ごみが散乱している部屋で生活していた高齢者Aさん（女性）。行政やいきいきセンターの職員が訪問しても、立ち上がれないほど衰弱しているにもかかわらず、医療・介護の支援を頑なに拒否していました。いきいきセンター職員や民生委員、不動産会社などが安否確認を続けましたが、益期間の見守りが課題になりました。

区社協職員は民生委員などに状況を確認した上で、「ふくおかライフレスキュー事業」による支援を考え、区内の社会福祉法人に協力を打診しました。そして、近隣の高齢者施設の職員が益期間にAさん宅を訪問し、安否確認や食料の提供を行いました。

このように、専門職が連携してじっくり本人の話を聞き「寄り添う支援」ができたので、Aさんの頑な態度にも変化が見られ、益明けには病院受診や介護サービスを受けることを了承しました。こうして、社会福祉法人の強みや専門性を活かすことで、Aさんの危機的な状況が改善されました。

6. 権利擁護事業の拡充 【市社協と連携】

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が不十分な状態の住民の権利擁護を目的として「日常生活自立支援事業」や「法人後見事業」に取り組みます。また「日常生活自立支援事業」は、本会の職員が初期相談を受け、より身近なところで相談できる環境を整え、各種専門職や相談支援機関、地域住民と連携した支援を目指します。

(1) 判断能力が不十分な人の自立に向けた支援

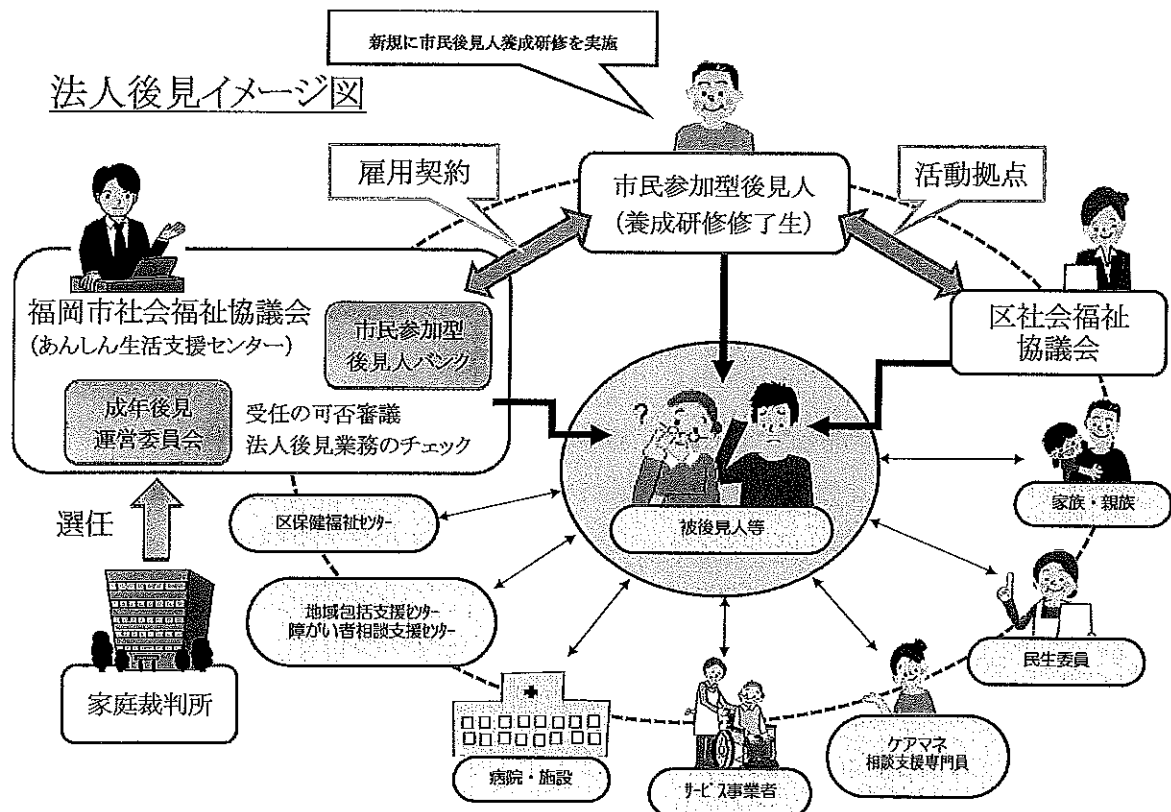
「日常生活自立支援事業」や「成年後見事業」を進めるうえで、利用者が抱える様々な生活課題をCSWと当事業の専門員等が連携し、適切な相談・支援を行い、本人の「自律(立)」を進めます。

(2) 法人後見事業の強化

「日常生活自立支援事業」や「ずっとあんしん安らか事業」等の利用者に対し、判断能力が低下した後でも、継続した支援を図ります。

(3) 市民後見人養成事業の推進（福岡市委託事業）

これまでに養成した市民後見人養成研修修了者（市民参加型後見人）を法人後見業務や日常生活自立支援事業の履行補助者として積極的に活用することにより、実践的な人材の育成を図るとともに、成年後見制度の新たな担い手を確保するため、福岡市の委託により、市民後見人養成研修を実施します。



7. 地域福祉を推進するための基盤づくり【市社協と連携】

(1) 福祉教育推進計画に基づく福祉教育見直し構想の実践

社会的孤立や排除を解消し、誰もが社会参加できる地域づくりのため障がい者や高齢者の疑似体験プログラムやボランティア講座など様々な形で福祉教育を推進します。特に「コミュニケーションが難しい障がい（知的障がい、発達障がい）への理解や接し方を学ぶ福祉教育プログラム」の普及に努めます。

また、現役労働者の地域福祉活動を促進するためプログラムの開発をすすめます。

(2) 地域福祉活動における個人情報共有化の推進

「地域福祉活動における個人情報共有化に関する取扱いの指針」の活用

避難行動要支援者名簿にもとづく災害時の避難支援や、平常時の見守り活動をはじめとする地域福祉活動を進める上で重要な個人情報の共有・活用に関して、当「取扱いの指針」を活用し、校区社協や民生委員・児童委員、校区自治協議会役員等が参加する出前講座を開催し、地域ごとの情報共有のルール作りや、見守りに携わる関係団体間の連携体制整備等を支援します。

引き続き地域福祉の推進を視点においた出前講座を開催し、安心して情報を開示できる福祉のまちづくりと自助教育を一体的に進めます。

8. 生活困窮者への支援の推進

(1) 生活困窮者への課題解決に向けた関係機関との連携

生活困窮者世帯からの生活福祉資金等の貸付相談で把握した課題の解決に向け、生活自立支援センターやフードバンク活動実施団体等の関係機関と連携を図ります。

Ⅲ 事業

1 小地域福祉活動の推進(校区社協活動強化への支援)

- (1) 校区社協の運営及び事業に対する助成・支援
- (2) ふれあい事業（ネットワーク・サロン）への助成・支援
- (3) 校区社協広報紙の発行に対する助成
- (4) 校区社協が行う地域福祉活動に対する支援
- (5) 安心情報キット及び緊急時連絡カードの普及・活用
- (6) レクリエーション用具の貸し出し

2 ボランティアによる社会参加の拡大

- (1) 福祉体験事業・養成講座の開催
- (2) 校区社協や公民館との共催による地域でのボランティア養成講座の開催
- (3) ボランティア情報の提供と広報
- (4) ボランティア活動保険等の受付
- (5) ボランティアルーム及びボランティア関係備品の利用受付

3 生活課題解決モデルの開発

- (1) 生活保護世帯等一時貸付事業の受託

- (2) 生活福祉資金貸付相談窓口との連携
- (3) 高齢者賃貸住宅入居支援事業との連携
- (4) ずーっとあんしん安らか事業との連携
- (5) ファミリー・サポート・センター会員の交流会開催、登録及び活動の斡旋
- (6) 子育てボランティア（サポーター）養成講座
- (7) 子育てサロンへの支援
- (8) 車いす・白杖の貸し出し

4 拠点型地域福祉の展開

- (1) 福祉施設が行う地域貢献サポート事業（再掲）

5 地域福祉ソーシャルワーカーの機能強化

- (1) 個別支援に関わる相談対応と地域福祉活動との連携

6 権利擁護事業の拡充

- (1) 日常生活自立支援事業との連携（再掲）
- (2) 法人後見事業（市民参加型後見人の活用）との連携（再掲）
- (3) 市民後見人養成事業の推進（再掲）

7 地域福祉を推進するための基盤づくり

- (1) 福祉教育推進計画に基づく福祉教育見直し構想の実践（再掲）
- (2) 地域福祉活動における個人情報共有化の推進（再掲）
- (3) 区社協広報紙「ほっとハートはかた」の発行
- (4) 校区社協をはじめ関係機関・団体への「社協ワーカーだより」の発信
- (5) ホームページ・保健福祉センターの専用掲示板による広報
- (6) 「秋祭り IN 博多」等地域イベントでの地域福祉活動を広報

8. 生活困窮者への支援の推進

- (1) 生活困窮者への課題解決に向けた関係機関との連携

9 運営等及びその他

- (1) 理事会,評議員会,監査,評議員選任・解任委員会
- (2) 博多区地域福祉部会（校区社協会長会）
- (3) 職員の資質向上のため、研修や関係機関との連携の充実
- (4) 自主財源の確保
 - ① 賛助会員の加入促進
 - ② 寄附金の受付
 - ③ 共同募金活動の推進と募金の受付
- (5) その他
 - ① 福祉バスの受付
 - ② 無料又は低額診療事業の受付
 - ③ その他必要な業務